



木更津市 ひとり親家庭 サポート パンフレット



木更津市 こども未来部 こども家庭支援課 こども家庭センター係

令和8年8月発行

もくじ

はじめに

はじめに

ひとり親サポートパンフレットについて	・・・	1 ページ
ひとり親家庭とは	・・・	1 ページ
(1) 離婚を考えている方へ	・・・	2 ページ～
(2) 離婚届を出す前に確認しておきたいこと	・・・	4 ページ～
公正証書等作成費の助成	・・・	7 ページ
親子（面会）交流に係る費用の助成	・・・	9 ページ
養育費・親子交流などの相談先	・・・	10 ページ
(3) 様々な理由によりひとり親になる方へ	・・・	12 ページ～

経済的な支援や制度

1 経済的な支援や制度

(1) 各種手当について	・・・	14 ページ～
(2) 医療費の助成について	・・・	16 ページ～
(3) 貸付について	・・・	17 ページ～
(4) その他の経済的支援	・・・	18 ページ～
(5) 減免制度や優遇措置	・・・	19 ページ～

子育て支援

2 子育て支援

(1) 保育園・一時預かりその他子育て支援事業について	・・・	23 ページ
(2) 子どもの発達支援について	・・・	26 ページ
(3) 教育における支援について	・・・	26 ページ
(4) 学習支援事業・こども食堂	・・・	27 ページ

も く じ

3 障がいのある子どもへの支援・・・29ページ

障がいの
ある子ども
への支援

4 就労に向けての支援・・・30ページ

就労に
向けての
支援

5 住まいの支援・・・31ページ

住まいの
支援

6 相談窓口

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) ひとり親家庭の相談 | 32ページ |
| (2) 困難な問題を抱える女性の相談 | 32ページ |
| (3) 子育てに関する相談 | 33ページ～ |
| (4) 健康に関する相談 | 34ページ～ |
| (5) 消費生活に関する相談 | 35ページ |
| (6) 生活・経済困窮に関する相談 | 35ページ～ |
| (7) 就労に関する相談 | 36ページ |
| (8) 養育費・親子交流に関する相談 | 37ページ |
| (9) 人権相談 | 38ページ |
| (10) 法律相談 | 38ページ |
| (11) 行政書士相談 | 38ページ |
| (12) 交通事故相談 | 39ページ |
| (13) 他機関の法律相談 | 39ページ |

相談窓口

参考ホームページ紹介・・・40ページ～

参考ホーム
ページ
紹介



収入要件などの条件がある場合がありますので、このパンフレットを参考に詳しくは問い合わせ窓口にお問い合わせください。



はじめに



ひとり親家庭サポートパンフレットについて

本パンフレットは、これからひとり親家庭になるかもしれない方やひとり親家庭の方に生活や子育て、就労等に関する様々な支援サービスや相談窓口を紹介しているものです。

わからないことや
心配なことがあれば
ひとりで抱え込まず
相談してください



令和8年8月1日時点の制度・サービスを掲載しています。法律の改正などにより、掲載されている制度・サービス内容に変更が生じる場合があります。また、それぞれの制度により、利用できる対象の範囲やお子さまの年齢区分などが異なる場合があります。

手当や制度の
支援対象としての

ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する方で
18歳未満の子どもを扶養している家庭

(支援サービスによっては、20歳未満の子どもを扶養している場合も含まれます。)

- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者が死亡した方
- ・ 配偶者の生死が不明な方
- ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない方
- ・ 配偶者が1年以上拘禁されているため
その扶養が受けられない方
- ・ 配偶者から1年以上遺棄されている方
- ・ 婚姻によらないで母・父になった方

- ✓ 「配偶者」には、婚姻の届出を行っていないものの、事実上の婚姻関係にある者も含まれます。
- ✓ 「遺棄」とは、配偶者が子どもと同居せず、養育を完全に放棄している状態を指します。
- ✓ ただし、上記の場合であっても制度によって対象となる家庭が異なる場合がありますので詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

(1) 離婚を考えている方へ

離婚の種類

協議離婚

- ・ 夫婦の話し合いで決まる離婚。
- ・ 離婚届は本籍地または住所地の区市町村の窓口で提出で成立。ただし、未成年の子がいる場合は、原則、親権者の取り決めが必要。(子どもが複数いる場合は、それぞれに決めが必要。)
- ・ 養育費などの協議内容は、離婚届提出前に公正証書等の取り決めを作成することでトラブルを防ぐことができる。

調停離婚

- ・ 協議での離婚が難しい場合、家庭裁判所で夫婦関係調整調停を申し立てる。
- ・ 調停委員が間に入り、双方の話し合いを促す。
- ・ 調停調書には離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料などの合意内容が記載される。
- ・ 調停成立から10日以内に、必要書類を添付して離婚届を本籍地または住所地の区市町村の窓口で提出。

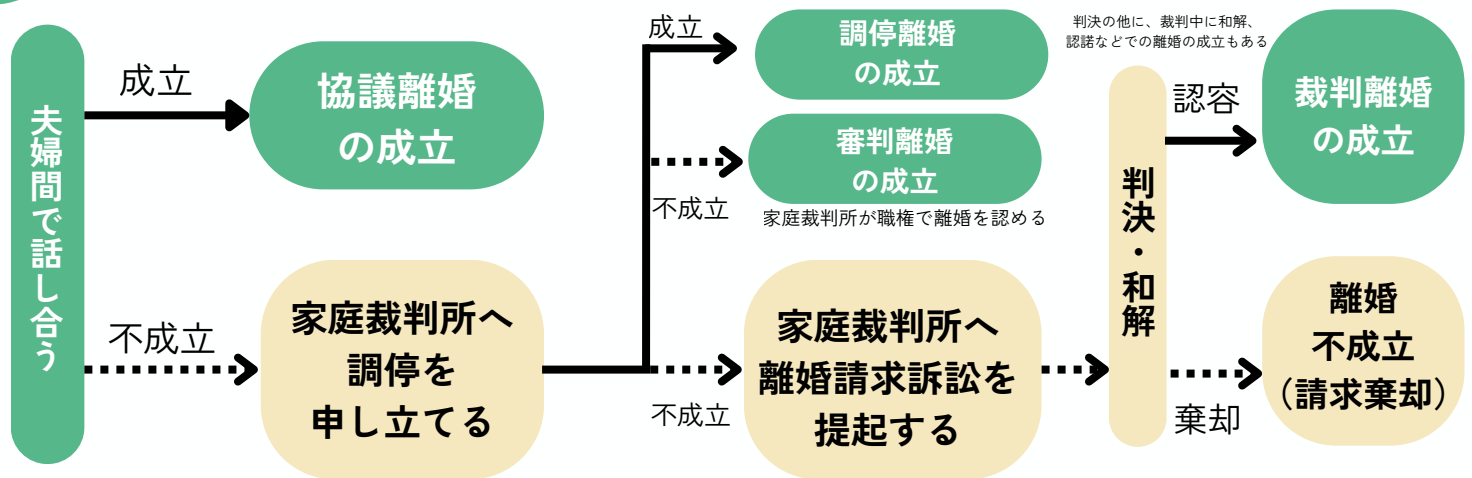
審判離婚

- ・ 調停で離婚が成立しない場合、家庭裁判所が職権で離婚を認めることがある。これを調停に代わる審判離婚と呼ぶ。
- ・ 審判後2週間以内に異議がなければ離婚が確定する。
- ・ 審判離婚成立日から10日以内に、必要書類を添付して離婚届を本籍地または住所地の区市町村の窓口で提出。

裁判離婚

- ・ 調停離婚で合意できない場合、家庭裁判所に離婚訴訟を提起可能。
- ・ 裁判で離婚が決定すれば裁判離婚となり、民法で定める離婚原因が必要。
- ・ 判決後、10日以内に必要書類を添付し、離婚届を本籍地または住所地の窓口で提出。

離婚の方法と手続きの流れ



✓ 民間の調停機関であるADR（裁判外紛争解決手続）を利用するという選択肢もあります。
 その場合も、養育費などの費用について強制執行が可能な合意書の作成が可能です。
 ※ADRとは、民事上のトラブルについて、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続きです。

離婚届不受理申出について

離婚届は双方の合意で提出されるべきですが、不備がなければ一方が偽装しても受理されることがあります。これを防ぐために、離婚届の不受理申出書を提出する方法があります。

国際離婚について 日本人と外国籍の配偶者が離婚する場合

日本で離婚する場合

国内に住んでいる日本人が離婚する際、外国籍の配偶者が日本国内・国外在住を問わず、日本の法律で離婚が成立しますが、相手国でも離婚手続きを行わないと、婚姻は続いたままになります。また、日本の離婚制度（協議離婚等）を認めていない国の場合、届出をしても離婚が認められないことがあります。相手国の在日公館（大使館など）に確認することが重要です。

外国で離婚する場合

日本人が外国で離婚する場合、その国の法律により成立し、方法等もその国の法律によることになります。事前にその国の法律を調べておきましょう。

「日本人が外国人配偶者と離婚するには、どのような手続が必要ですか？」（法テラス）
<https://www.houterasu.or.jp/site/faq/rikon-rikon-010.html> を加工して作成



父母の離婚後の子どもの養育についての法律が見直され、 親の責務や親権、養育費、親子交流などの 様々なルールが新しくなりました。

（「民法等の一部改正する法律」令和8年4月1日施行）
子どもの利益を一番に考えて、離婚後の親の責務が明確化されています。

- 父母が子どもを養育するにあたって遵守すべき責務が明確化されました。
- 離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。
- 養育費の支払い確保に向けた見直しがされました。
- 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされました。
- 養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされました。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

出典：法務省ホームページ 民法等の一部を改正する法律
（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について〔令和8年4月1日施行〕
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html



(2) 離婚届を出す前に確認しておきたいこと

離婚を考えている方は、普段の生活に加え、やらなくてはならないことの多さや、
心情的にも将来のことまで考える余裕がなくなってしまうがちです。
それでも、子どもの将来のために、離婚した後の養育費などを考えることはとても大切なことです。
できるだけ話し合い、取り決めた内容を文書で残しておきましょう。

親権

民法に定められた、未成年である子どもの養育監護及び財産管理をする親の権利と義務です。

一人だけが親権を持つ【単独親権】のほかに、離婚後に父母2人ともが親権を持つ【共同親権】の選択をします。

親権とは、子どものために、子の面倒をみたり、教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限や義務のことを言います。父母の婚姻中は、父母の双方が親権者となりますが、父母が離婚する場合には、父母のうち一方または双方を親権者として定めなければなりません。

子どもの戸籍について

**離婚届の提出だけでは、
子どもの戸籍は変わりません。**

子どもの戸籍は、離婚届を出しても婚姻時の戸籍に残ります。婚姻時の戸籍以外に子どもを入れる場合は、家庭裁判所で「子の氏変更許可審判書の謄本」を得て、区市町村役所に「入籍届の提出」が必要です。

財産分与や年金分割について

財産分与とは、婚姻期間中の夫婦共有財産を分けることをいいます。年金分割は、将来受給する年金を分割する制度です。加入している年金の種類や期間によって分割の可否が異なります。詳しくは弁護士や年金事務所に相談してください。

出典：「離婚を考えている方へ」（法務省）



出典：「年金分割」
（日本年金機構ホームページ）



慰謝料について

婚姻関係の破綻の原因がある側から支払われる損害賠償です。

養育費について

養育費とは、経済的、社会的に自立していない子どもを養育するための費用であり、衣食住に必要な経費や教育費、医療費が含まれます。

養育費の支払義務は、親が生活に余力がなくても子どもに同じ生活を保障する強い義務です。親として子どもの生活を支え、心身の成長を助けることは責任であり、養育費の支払いは重要な義務です。

取り決めの時期

離婚時には、養育費の取り決めが重要です。相手が支払わない生活設計をする可能性があり、後からの請求が難しくなることがあります。子どもの成長のためにも、早めの取り決めが必要です。

取り決めの方法

取り決め方法は、具体的かつ明確に書面に残すことが重要です。公正証書を作成することをおすすめします。

- ①- 1 協議書を作成する
- ①話し合いで決める ①- 2 公正証書を作成する（こちらがおすすめ）
- ②ADR（裁判外紛争解決手続き）による調停で決める
- ③家庭裁判所の調停や審判などで決める
- ④家庭裁判所の離婚の裁判時に決める

出典：「養育費調停」
裁判所ホームページ



※ ADR（裁判外紛争解決手続き）とは？

※ ADRとは、民事上のトラブルについて、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続きです。話し合いがまとまりそうもないけれど弁護士に依頼して裁判所で争いたいわけではないというときに検討してください。土日に利用できたり、オンラインで話し合えるなど、比較的短期間で合意に至るなどのメリットがあります。

離婚に伴う養育費等の手続きの流れ

(イメージ)

養育費等の取り決めのための手続きなど、
確認してみましょう

はじめに

夫婦で離婚について話し合いができる

はい

いいえ

専門家（弁護士等）なしで夫婦で養育費等について取り決められる

はい

いいえ

夫婦で養育費等についての取り決めは難しいが
相手が養育費等の話し合いには応じてくれる

はい

いいえ

※ADR機関へ申込み

合意

合意不可

家庭裁判所で調停を申立て

成立

不成立

不成立

和解合意書

公証役場で手続き

公正証書

協議離婚

調停証書

調停離婚

審判書

審判離婚

家庭裁判所で訴訟提起

家庭裁判所の裁判

判決書

認容

裁判離婚

公正証書等作成費の助成 上限 26,000円

公正証書等作成費の助成

離婚後も子どもが自立するまでに必要となる養育費の取り決めについて公正証書等を作成する際の費用を令和8年7月1日より助成します。
(令和8年4月1日以降に作成した公正証書等が対象です。)

対象者（以下のすべてに該当する方）

- 1 木更津市に居住し、木更津市の住民基本台帳に記録されている方
- 2 ひとり親家庭（母子家庭の母または父子家庭の父）であって、養育費の取り決めに係る児童を養育している方
- 3 養育費の取り決めに係る公正証書等（令和8年4月1日以降に作成されたものに限る）をお持ちの方
- 4 養育費の取り決めに係る対象経費を負担している方
- 5 過去に木更津市または国、県その他の公共的団体から当該養育費の取り決めに係る児童に関する同様の助成を受けていないこと

公正証書等の作成費の助成

- 1 強制執行認諾文言付き公正証書の公証人手数料
(養育費に関する定めの部分に限ります)
- 2 家庭裁判所への申立て（調停・審判又は裁判）に係る
戸籍謄本等の取得に係る経費、収入印紙代、連絡用郵便切手代

助成上限額 26,000円

申請方法

【申請期限】 公正証書等を作成した日の翌日から1年以内。

【申請先】 こども家庭支援課に申請してください。事前にご相談ください。

【申請に必要なもの】

- 1 公正証書等作成費助成申請書（窓口でお渡しします）
- 2 助成対象経費の領収書等
- 3 養育費の取決めに関する公正証書等
- 4 世帯全員の住民票の写し
- 5 申請者及び児童の戸籍謄本または戸籍抄本
- 6 口座番号のわかるもの
- 7 印鑑
- 8 その他必要と認める書類

【お問い合わせ先】
こども家庭支援課
0438-23-7249

親子（面会）交流について

親子（面会）交流は、離れて暮らす父母が子どもと定期的に会ったり、電話や手紙で交流することです。離婚後も父母は子どもにとって重要であり、子どもの利益を最優先に考えることが大切です。ただし、DVや児童虐待がある場合は慎重な検討が必要です。

法改正により、家庭裁判所の手続き中に親子（面会）交流を試行的に行うことができるようになりました。また、婚姻中別居時の親子（面会）交流も子どものことを最優先に考えることを前提に父母の協議で決め、決まらないときは家庭裁判所の審判等で決めることがルールとなります。父母以外の親族（祖父母など）と子どもの交流も、子どものために必要があるといった場合は、家庭裁判所は、子どもが父母以外の親族（祖父母など）との交流を行えるようにできます。法改正について詳しくは、法務省ホームページ等でご確認ください。（4ページ参照）

親子（面会）交流支援団体

親子（面会）交流は、心理的な葛藤があるため、親同士の調整が難しいことがあります。そこで、親子（面会）交流支援団体に取り決めを仲介してもらい、付き添いや見守りをお願いすることができます。法務省ホームページにて、親子（面会）交流団体等の一覧が紹介されています。

出典：「親子交流支援団体等
（面会交流支援団体等）の一覧表について」
（法務省）



詳しくは、支援団体に直接お問い合わせください。
「親子（面会）交流支援に係る費用の助成」については、
上記の法務省ホームページに掲載され、かつ、法人である団体の事業が対象です。



親子（面会）交流支援に係る費用の助成

安心できる環境での親子（面会）交流は、別居中や離婚後も親子関係を保つことで子どもの健やかな成長につながります。しかし、心理的葛藤から親同士の調整が難しい場合、親子（面会）交流支援団体に相談・調整などを依頼することができます。市では、支援団体を利用した費用を令和8年8月1日から助成します。

（支援団体は8ページに紹介しています）

対象者（以下のすべてに該当する方）

- 1 木更津市に居住し、木更津市の住民基本台帳に記録されている方
- 2 ひとり親家庭（母子家庭の母または父子家庭の父）であって、児童を現に養育している方（以下「同居親」といいます）
または児童を現に養育していない方（以下「別居親」といいます）
- 3 助成対象となる費用を負担した方

親子（面会）交流支援団体利用の助成

- 1 事前相談にかかる費用・連絡調整に係る費用
- 2 親子（面会）交流の実施にかかる費用
（別居親との交流にかかる付き添い及び父母間での児童の受け渡しの立会いにかかる費用）

◎8ページで紹介している法務省ホームページに掲載され、
かつ、法人である団体の事業を令和8年8月1日以降に利用した費用が対象です。

助成上限額 30,000円

申請方法

【申請期限】 対象となる事業を利用した日の翌日から1年以内。

【申請先】 こども家庭支援課に申請してください。事前にご相談ください。

【申請に必要なもの】

- 1 親子交流支援に関する費用助成申請書（窓口でお渡しします）
- 2 助成対象経費の領収書等
- 3 申請者及び児童の戸籍謄本または戸籍抄本
（別居親が申請する場合は、両親と児童の親子関係と離婚の事実が確認できるもの）
- 4 申請者及び児童の住民票の写し
- 5 口座番号のわかるもの
- 6 印鑑
- 7 その他必要と認める書類

【お問い合わせ先】
こども家庭支援課
0438-23-7249

養育費・親子交流などの相談先

はじめに

養育費・親子交流に関する相談は、専門の相談先へ相談することをおすすめします。相談が受けられる要件、相談日時、場所など、詳しくは、各相談先にお問い合わせください。

相談先	概要	住所	TEL	ホームページ 二次元コード
一般財団法人 千葉県母子寡婦 福祉連合会	養育費 相談 親子 交流支援 事業	千葉県母子福祉会館 千葉市中央区亥鼻 2-10-9 (移動相談もあります)	043-222-5818	
こども家庭庁委託事業 養育費・親子交流 相談支援センター 公益社団法人 家庭問題情報センター (FPIC)	養育費 相談 親子 交流支援 事業	東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル10階	(フリーダイヤル) 0120-965-419 (携帯電話から) 03-3980-4108	
法テラス (日本司法支援センター) 法テラス千葉	法律 相談	法テラス千葉 千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball(きぼーる) 2階	法テラス サポートダイヤル 0570-078374 法テラス千葉 0570-078315	
木更津市 社会福祉協議会	法律 相談	木更津市民総合福祉会館 木更津市潮見2-9	0438-25-2089	
木更津市役所 地域共生推進課	法律 相談	木更津市役所 朝日庁舎 木更津市朝日3-8-1	0438-38-3089	

「相談窓口」のページもご覧ください。(37～39ページ)

親権や養育費、親子（面会）交流や財産分与等で悩んでいる方へ

離婚をする前にお子さんのことで悩んでいる方、
すでに離婚していて養育費や親子（面会）交流の問題などで
困っている方に向けた情報を発信しています。

一人で悩む必要はありません。

悩んだときの相談先も参考にしてください。

出典：「離婚について悩んでいる方へ」（法務省）



こどものための共同養育計画書

法務省が作成したこどものための共同養育計画書
ダウンロードしてそのまま使えます。

出典：「こどものための共同養育計画書」（法務省）



親権や養育費について

親権者の定めや養育費に関する手続きを裁判所が解説しています。

出典：「親権者の定めに関する手続き」
（裁判所ホームページ）



出典：「養育費に関する手続き」
（裁判所ホームページ）



(3) 様々な理由によりひとり親になる方へ

未婚（非婚）でひとり親になるとき

何らかの事情があり未婚となる場合や、ご自身の意思で結婚せず非婚を選択され多くの不安や悩みを抱えたまま出産を迎える場合など・・・
ひとりで悩まず相談してください。出産後の生活も含めて一緒に考えていきましょう。



胎児のときからできること



出典：「認知調停」
裁判所ホームページ

● 子どもの認知

認知とは、結婚していない男女に生まれた子どもの父または母が、その子どもと親子関係にあることを認めることです。認知によって、法律上の親子と認められ、養育費の請求などができます。認知届の提出先は市民課となります。

また、母が外国籍で日本人父から胎児認知を受ける場合、子どもの国籍に影響がありますので、早期に市民課へ相談してください。



出生届の提出・支援

子どもが生まれた日を含め14日以内に提出してください。
出生届が受理されて初めて、子どもが戸籍に記載されます。



ひとりで悩まず相談してください

ひとり親で子どもを育てるには、どういう支援があるのかなど、まずは、こども家庭支援課へ相談してください。出産前で悩んでいる時点でも迷わずご相談ください。出産後の生活も含めて、一緒に考えていきましょう。

様々な理由で出生届が提出できないとお困りの方

前夫の子と推定されてしまう、出生証明書が手元にないなど
様々な理由で出生届が提出できないことでお困りの方は、
千葉地方法務局木更津支局にご相談ください。

出典：「無戸籍でお困りの方へ」
千葉地方法務局



千葉地方法務局木更津支局 TEL 0438-22-2531

配偶者が子どもの養育を放棄したため ひとりで育てている方

父または母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄している
場合は、ひとり親家庭として支援を受けられる場合があります。
家庭不和や離婚を前提とした別居での扶養・監護義務の放棄は該当
しません。また、配偶者の生死が3年以上不明の場合は、裁判での離
婚手続きに入ることも可能です。

死別によりひとり親になった方

ご家族が亡くなられた際には、死亡届の提出後に市役所で様々な
手続きが必要です。木更津市では、ご遺族の皆さまが少しでもわかりやすく
手続きをすすめられるよう「おくやみ手続きナビ」、「おくやみガイドブック」
を提供しています。

死亡の事実を知った日を含め7日以内に、死亡届を区市町村役所に提出し、
その他必要な手続きを行ってください。詳しくは木更津市役所市民課ホームページへ

「おくやみ手続きナビ・おくやみ手続きガイドブック」木更津市ホームページ



1 経済的な支援や制度

(1) 各種手当について

児童手当

【お問い合わせ先】 こども政策課 子育て給付係 TEL：0438-23-7243

経済的な支援と
制度

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（高校生年代まで）を養育している父母等に対し手当を支給します。児童手当は申請月の翌月分から支給されます。（ただし、出産や転入の場合は、その事由の発生日から15日以内に申請すれば翌月から支給されます）

〈離婚等により受給者の変更を行う場合〉

原則、前受給者からの消滅届が必要になります。ただし事情により前受給者からの消滅届が提出できない場合、同居優先の申立により児童手当を新規に申請することもできます。

※同居優先の申立により申請を行う場合、離婚している方は、戸籍謄本や離婚届の受理証明書の添付が必要です。協議離婚中の方は、裁判所からの事件係属証明書や調停期日呼び出し状など、その事実が確認できる書類の添付が必要です。

〈DV等により避難されている方へ〉

※離婚の協議等がなされている場合、上記同居者優先の申立により申請することが可能です。DV等により避難された方で、木更津市に住所が無い方でも本市により児童手当を受給することが可能な場合もありますのでご相談ください。

〈手当額〉（令和6年10月分より）

子どもの年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代まで	10,000円	30,000円

児童扶養手当

【お問い合わせ先】 こども政策課 子育て給付係 TEL：0438-23-7243

父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で基準以上の障害の状態にある者）を養育している方に支給されます。

【手当額】（令和8年4月時点）

■全部支給：月額 48,050 円

■一部支給：月額 48,040 円 から 11,340 円

■児童が2人以上いる場合の加算額

2人目以降1人につき 11,350 円 から 5,680 円

※物価スライドにより手当額は改定されることがあります。

※所得に応じて10円単位で設定。受給者本人又は配偶者及び扶養義務者の所得が、限度額以上の場合は、支給額の全部又は一部が停止となります。

所得制限限度額表は以下のとおり（令和6年11月分より）

扶養親族 等の数 (人)	受給者本人				孤児等の養育者/ 配偶者/扶養義務者	
	全部支給		一部支給			
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

※収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額。

JR 特定者用定期乗車券割引制度

【お問い合わせ先】 こども政策課 子育て給付係 TEL：0438-23-7243

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、その料金が3割引になります。割引制度を受けるにはこども政策課で申請が必要です。

遺児手当

【お問い合わせ先】 こども政策課 未来サポート係 TEL：0438-42-1426

父または母が死亡、もしくは父または母が一定以上の障害の状態にある義務教育終了前または高等学校等に在学している遺児を監護する父又は母等に支給します。

【手当額（月額）】（令和8年4月時点）

- 乳幼児 6,000円 ■ 中学生 8,000円
- 小学生 7,000円 ■ 高校生 9,000円

経済的な支援と
制度

（２）医療費の助成について

ひとり親家庭等医療費等助成制度

【お問い合わせ先】 こども政策課 子育て給付係 TEL：0438-23-7243

母子家庭の母、父子家庭の父とその児童などを対象に、保険診療の範囲内で医療費の一部を助成します。

【自己負担額】

- 入院1日：300円 通院1回：300円
- 調剤：無料

※市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯は、入院・通院ともに無料です。

子ども医療費助成制度

【お問い合わせ先】 こども政策課 子育て給付係 TEL：0438-23-7243

高校3年生相当まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の子どもを対象に病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成します。

【自己負担額】

- 入院1日：200円 通院1回：200円
（同一医療機関同月入院11日、通院6回以降は、自己負担金無料）
- 調剤：無料

※市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯は、入院・通院ともに無料です。
また、未就学児は課税・非課税世帯を問わず全員無料となります。

未熟児養育医療の給付

【お問い合わせ先】 こども政策課 子育て給付係 TEL：0438-23-7243

身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、医師が指定養育医療機関において入院療養が必要と認めたものに対して、養育医療の給付を行います。

(3) 貸付について

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係

TEL：0438-23-7249

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を応援するとともにあわせてその扶養している児童の福祉の向上を図るために各種資金の受付を行っています。

◆対象者

- ・ 20歳未満の児童を扶養している死別・離婚等により配偶者のない者
- ・ 母子家庭の子または父子家庭の子
- ・ 20歳未満の父母のいない児童
- ・ 過去に母子家庭として20歳未満の児童を扶養したことがある配偶者のない女子（寡婦）
- ・ 寡婦の子
- ・ 40歳以上の配偶者のない女子であって、現在は児童を扶養していない者

「この場合の寡婦とは」

1. 配偶者のいない女子で、かつて「母子家庭の母」であった者（＝寡婦）※扶養している子がない場合は、所得制限あり。
2. 寡婦に扶養されている20歳以上の子（弟妹・孫等、民法に定める扶養義務者を含む）
3. 配偶者のいない女子で、40歳以上の者（所得制限あり）

（千葉県母子父子寡婦福祉資金ホームページ参照）

◆申込方法

木更津市役所こども家庭支援課で受付を行い、君津健康福祉センター（君津保健所）で調査・審査をして貸し付けを決定します。

◆資金の種類

修学資金・就学支度資金・就業資金・生活資金
技能習得資金・就職支度資金等



☆ご注意点☆

申請から決定までには期間を要します。お早めにご相談ください。

生活福祉資金貸付

【お問い合わせ先】 木更津市社会福祉協議会 TEL：0438－25－2089

所得の比較的小さい世帯（低所得世帯）・障害者世帯・高齢者世帯に対して世帯の自立と生活の安定を図ることに役立てていただくための貸付制度です。

資金の使途に応じ「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類の資金があります。この制度の特徴は、資金の貸付と民生委員・社会福祉協議会の生活支援が一体となって、借受世帯の自立と安定に向けて支援を行います。貸付条件は、資金種類によって異なります。また、福祉資金の一部である「緊急小口資金」は、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に少額の費用を貸し付けております。貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援に同意していることを要件とします。（実施主体：千葉県社会福祉協議会）

経済的な支援と
制度

（４）その他の経済的支援

生活保護制度

【お問い合わせ先】 生活支援課

TEL：0438－23－6794・0438－23－6795・0438－38－6296

【生活保護とは】

一生の間には、病気やけがで働けなくなったり、高齢のため収入が少なくなったりなど、さまざまな事情から生活費や医療費に困ることがあります。

生活保護は、年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で自分の資産や能力、様々な制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。

【生活保護の手続き】

生活保護が受けられるかどうか、受けられるとしたらどの程度なのかはそれぞれの世帯の状況によって異なりますので、ご相談ください。生活保護を申請できる方は、ご本人もしくは扶養義務者または同居の親族です。申請から調査をして決定まで2週間から1ヶ月程度かかりますのでお早めにご相談ください。

（５）減免制度や優遇措置

国民健康保険税の減免

【お問い合わせ先】 保険年金課 国保賦課係 TEL：0438-23-7046

特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により保険税の減額が認められることがあります。次のような場合は、保険年金課にご相談ください。

- ・火災、風水害、震災などの災害により財産に大きな損害を受けた世帯
- ・盗難、横領などにより財産に大きな損害を受けた世帯
- ・失業、廃業又は事業不振により収入が著しく減少し、かつ、疾病・負傷などにより長期にわたって就労が困難である世帯
- ・長期にわたる疾病・傷病をしたことに伴い医療費が著しく増加した世帯
- ・収入が生活保護基準額以下であり、かつ、疾病・傷病などにより長期にわたって就労が困難である世帯

非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度

【お問い合わせ先】 保険年金課 国保賦課係 TEL：0438-23-7046

雇用保険に加入されていて、離職時が満65歳未満であった方は、離職の翌日から翌年度末まで国保税が軽減されます。※軽減を受けるには、申告書の提出が必要です。（雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちください。）

対象：特定受給資格者・特定理由離職者として、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちの方。

非自発的失業者とは倒産や解雇などによる離職や雇止めなどにより離職された方で、国民健康保険税の算定にあたり給与所得を100分の30とみなして算定する制度です。

離職時に65歳未満の方で、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者の方が対象となり、軽減を受けるには申請が必要です。

健（検）診費用の免除

【お問い合わせ先】健康推進課

TEL：0438-23-8376

次項の方については、各種健（検）診の自己負担金が無料となります。

（１）市民税非課税世帯に属する人

健（検）診希望日より前に健康推進課へ申請が必要です。

（持ち物：本人確認のできるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど））

（２）生活保護世帯に属する人

生活支援課で保護受給証明書を発行してもらい（発行には印鑑が必要です）

健（検）診当日ご持参ください。

※各種健（検）診の詳細は、広報・HP・電話等にてご確認ください。

経済的な支援と
制度



ひとり親控除・寡婦控除・扶養控除・特定親族特別控除

【お問い合わせ先】 市民税課 TEL：0438-23-8571

下記の条件に該当する場合、年末調整や確定申告、市県民税申告をすることにより税金の控除が受けられます。

◆ひとり親控除

以下の条件に当てはまる場合、婚姻歴の有無や性別に関わらずひとり親の控除が受けられます。

- ・ 12月31日時点で婚姻していない
- ・ 合計所得が62万円以下の生計を一にしている子がいる（他の方の扶養親族とされていない場合に限る）
- ・ 本人の所得が500万円以下（給与のみの場合：年収約677万円以下）
- ・ 住民票で夫（見届）や妻（見届）等の事実婚である対象者がいない

ひとり親控除	所得税控除額	住民税控除額
上記条件に当てはまる場合	35万円	30万円

◆寡婦控除

過去に婚姻歴がある女性の方で、その年の12月31日時点で婚姻しておらず下記の条件に当てはまる場合、寡婦控除が受けられます。

控除	扶養等	理由	所得制限 (合計所得)	所得税 控除額	住民税 控除額
寡婦	なし	死別・生死不明	500万円 以下	27万円	26万円
	子以外の扶養親族	死別・生死不明・離婚			

※子以外の扶養親族は合計所得が62万円以下であることが条件です。

※ひとり親控除と寡婦控除は重複して適用することはできません。

◆扶養控除

合計所得が62万円以下の生計を一にしている親族がいる場合、扶養控除が受けられます。

扶養控除			所得税 控除額	住民税 控除額
扶養控除	一般（下記以外の生年月日）		38万円	33万円
	特定(H16.1.2～H20.1.1)		63万円	45万円
	老人(～S32.1.1)	一般	48万円	38万円
		同居老親等	58万円	45万円
控除対象外	年少（H23.1.2～R8.12.31）		0円	0円

経済的な支援と
制度

- ※年少扶養は、控除自体はありませんが扶養の人数として含みます。
- ※同居老親等は扶養者または配偶者の直系尊属（父母、祖父祖母等）で、同居している方が対象です。施設等で生活している方は対象外となります。
- ※他の方の扶養に取られているときは、重複して扶養に取ることはできません。
- ※事業専従者の方を扶養に取ることはできません。

◆特定親族特別控除

合計所得が62万円を超えていても、生計を一にしている特定親族（生年月日：H16.1.2～H20.1.1）がいる場合に限り、控除が受けられます。控除額は、特定親族の所得金額に応じて以下のとおり異なります。

特定親族の合計所得金額	所得税 控除額	住民税 控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円	45万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円	
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円	
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円	
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円	
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円	
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円	
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円	
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円	

- ※（）内は、収入が給与のみの場合の収入金額となります。
- ※控除は受けられますが、扶養の人数として含むことはできません。
- ※納税者本人の所得に上限はありません。

2 子育て支援

(1) 保育園・一時預かりその他子育て支援事業について

【お問い合わせ先】 こども保育課

TEL：0438-23-7245

保育園・認定こども園の入園

就学前児童の教育・保育の希望については、保育所・認定こども園等の利用が可能です。途中月入園申し込みについては、前月10日(土日・祝日の場合は、10日以前の直近の平日)を締切日として毎月受付をしています。ひとり親世帯等(単独母子等)については所得に応じ保育料が減免となる場合があります。

幼児教育・保育の無償化

■幼稚園、認定こども園、認可保育所等

3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの利用料が無償化

- ・私立幼稚園については、月額25,700円(28,000円)を上限に無償となります。
- ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。幼稚園、認定こども園の教育部分については、満3歳から無償化の対象となります。
- 0歳児クラスから2歳児クラスは、市民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化となります。

■幼稚園の預かり保育(認定こども園の1号認定こどもを含む)

保育の必要性の認定のある、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額11,300円(12,300円)まで無償化

- ・利用日数に応じて1日あたり450円(490円)、月額11,300円(12,300円)のいずれか低い額を上限に無償化
- ・満3歳(3歳になった日から次の3月31日まで)の市民税非課税世帯は、利用日数に応じて1日あたり450円(490円)、月額16,300円(17,700円)のいずれか低い額を上限に無償化

■認可外保育施設等(※1)

保育の必要性があり、かつ保育所等(※2)を利用していない

3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは、月額37,000円(40,300円)を上限に
0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは、
月額42,000円(45,700円)を上限に利用料が無償化

※1 届出済で千葉県の指導監査基準を満たしている認可外保育施設(ベビーシッターを含む)一時保育、休日一時保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター

※2 認可保育所等、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園、企業主導型保育事業

無償化の認定を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。

利用施設またはこども保育課へお問い合わせください。

令和8年10月より上限額が()内の金額に変更となります。

放課後児童クラブ

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、施設において児童の健全な育成を行います。

こども誰でも通園制度

0歳6か月から2歳の保育園等に通っていないお子さんが対象です。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

開始時期：令和8年4月から

利用方法：月10時間まで

利用場所：保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、認可外保育施設など市町村の認可を受けて開設する事業所



詳しくは、市ホームページから

子育て支援

病児保育事業

病気の状態（回復期(注釈1)も含む）で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の家庭で保育を行うことが困難な期間において一時的にお子さんをお預かりし、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

（注釈1）病気の回復期とは、症状が安定した状態にあり、安静にしていれば回復に向かうと医師が判断した場合を指す。

【病児・病後児保育実施施設名】 木更津金田東コア病児保育室 住所：木更津市金田東6-45-3

【対象児童】 病気または病気回復期のため集団保育が困難な場合で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の家庭で保育を行うことが困難なお子さん（保育所等へ通ってなくても利用可能です。）

【対象年齢】 生後6カ月以上から小学校6年生

【受入れ可能な症状】 発熱・咳・下痢など。（医師の診察時の判断によります。）

【受入定員】 最大9名（利用状況により、受け入れ人数が変動する場合があります。）

【開所日】 月曜日から土曜日（祝日、お盆、年末年始を除く）

【利用時間】 月曜日から金曜日：午前8時30分から午後5時30分

土曜日：午前8時30分から午後3時00分

【利用料金】 1人1日1,000円

※生活保護世帯、非課税世帯は、利用時にその証明を掲示することで利用料の減免を受けることができます。



詳しくは、市ホームページから



一時預かり

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 支援センター係
TEL：0438-38-5798



仕事・通院・出産・冠婚葬祭等、一時的に児童を家庭で保育できない場合に、預かりを行います。リフレッシュタイムの利用も可能です。
1時間あたり300円～600円です。

産前産後・家事育児サポート（らづファミ応援隊）

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係
TEL：0438-23-7249



子育て家庭の負担が軽くなることを目的とした子育て支援事業です。
サポート内容は、掃除や食事の支度等の家事支援、対象家庭の児童の世話等の育児支援があります。利用するには事前に登録手続きが必要です。
詳細は、2次元コードでご確認ください。

■対象：木更津市に居住し、2歳未満の児童を養育している家庭または妊婦

■利用料：一般世帯 500円/時間
非課税世帯 250円/時間
生活保護世帯 0円/時間
多胎児家庭 250円/時間

※1日1回2時間以上 ※合計利用上限年間40時間まで



ファミリー・サポート・センター（愛称ファミサポ）

※利用料の一部助成あり

【お問い合わせ先】 木更津市ファミリー・サポート・センター
木更津市潮見2丁目9番地（木更津市民総合福祉会館1階）
TEL：0438-22-3833



子育ての手助けをしたい人（依頼会員）と、手助けをしてもらいたい人（提供会員）が会員となり、地域で子育てを助け合う有償の相互援助活動です。活動内容は、保育施設や習い事の送迎、保護者が仕事やリフレッシュしたいときの子どもの預かりなどです。ひとり親等の方がサポートを依頼する場合、利用料の一部助成があります。助成を受けるには事前に登録手続きが必要です。詳細は、2次元コードでご確認下さい。

■対象：生後6か月～小学6年生までのお子さん ※事前に会員登録が必要です。
■利用料：1時間350円/子ども1人 ※利用料助成の登録をした場合の金額です。
登録をしていない場合、1時間700円となります。同世帯から複数の子どもの預かる場合は、2人目以降の分は、半額となります。

子育て短期支援事業

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係

TEL：0438-23-7249



子どものお預かりサポート

【対象年齢】 木更津市に住民登録のある2歳～15歳に到達後最初の年度末まで

■ ショートステイ

保護者が、疾病、慢性疾患児等の育児疲れ、育児不安、出産、看護、冠婚葬祭公的行事へ参加するときなど、お子さんを泊まりで預かります。

利用期間：原則として、7日以内（1泊2日～6泊7日まで）

利用料金：1泊2日単位（下記表参照）

保護者の区分	2歳未満児・慢性疾患児	2歳以上児
・生活保護世帯 ・母子家庭・父子家庭で市民税非課税世帯	0円	0円
・市民税非課税世帯 ・母子家庭・父子家庭で市民税課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,400円	2,800円

子育て支援

■ トワイライトステイ

残業や休日のお仕事などで、お子さんの世話が困難な方のために月～土曜日の夕方から夜間、休日（日曜・祝日）にお子さんを預かります。

利用期間：平日の夜間（17:00～22:00）、日曜・祝日（8:30～17:00）

利用料金：1日単位（下記表参照）

保護者の区分	2歳未満児・慢性疾患児	2歳以上児
・生活保護世帯 ・母子家庭・父子家庭で市民税非課税世帯	0円	0円
・市民税非課税世帯 ・母子家庭・父子家庭で市民税課税世帯	400円	400円
その他の世帯	800円	1,400円

■ 実施施設

児童養護施設「野の花の家」木更津市真里谷1880-5 TEL：0438-53-2787

児童養護施設「びっき」袖ヶ浦市戸国飛地398-1 TEL：0438-40-5900

※送迎は各自対応をお願いします。※体調や受入状況により、ご希望に添えないことがあります。

※初めてのご利用の方は、ご利用前に施設見学をお願いしています。

(2) 子どもの発達支援について

児童通所等支援

【お問い合わせ先】 こども発達支援課 TEL：0438-23-7244



■児童発達支援

対象：療育が必要な就学前までの児童

■放課後等デイサービス

対象：療育が必要な就学後18歳までの児童（学校に在籍している方）

■保育所等訪問支援

対象：療育が必要で保育所や幼稚園、学校等に在籍している児童

ご利用には一定の条件があり、自己負担が発生する場合があります。

ご利用対象となるかは、事前にご相談ください。

軽度・中等度難聴児補聴器助成

【お問い合わせ先】 こども発達支援課 TEL：0438-23-7244

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の
言語・社会性の発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。
※対象要件があります。購入前に事前相談及び申請が必要となります。

(3) 教育における支援について

就学援助制度（準要保護制度）

【お問い合わせ先】 学校教育課 学務保健係 TEL：0438-23-5259

木更津市内の公立学校に通学中または入学予定の児童生徒の保護者の方で
経済的理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費などの経費の一部を
助成します。収入要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。



奨学制度

【お問い合わせ先】 教育総務課 管理係 TEL：0438-23-5243

経済的理由で学校に通うことが困難な学生にお金を貸し出す制度です。
収入要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■入学資金の支給額

高等学校又は高等専門学校に入学する人	25,000円以内
大学に入学する人	50,000円以内

■奨学資金の貸付額

高等学校に在学する人			月額10,000円以内
高等専門学校に在学する人	1、2、3年生		月額10,000円以内
	4、5年	国公立	月額40,000円以内
		私立	月額50,000円以内
大学に在学する人		国公立	月額40,000円以内
		私立	月額50,000円以内

(4) 学習支援事業・こども食堂

子どものための学習支援教室

【お問い合わせ先】 木更津市社会福祉協議会 地域福祉第二係
木更津市潮見2丁目9番地（木更津市民総合福祉会館内）
TEL：0438-25-2089

地域のボランティア・サポーターと一緒に勉強する場所です。
最後に、簡単なゲームやレクリエーションをして、参加者同士の交流を図ります。年3回程、全会場合同の行事があります。

- 対象：市内在住の中学生（※小学生高学年は要相談）
- 参加費：無料
- 日時場所（令和8年6月時点）※事前申込が必要です



	地区	日時	会場
1	三中地区	毎週火曜日 午後5時30分から午後7時30分	西清川地域交流センター
2	岩根地区	毎週水曜日 午後5時30分から午後7時30分	岩根西地域交流センター
3	一中地区	毎週木曜日 午後5時30分から午後7時30分	中央地域交流センター
4	富来田地区	毎週金曜日 午後5時30分から午後7時30分	富来田地域交流センター

こども食堂一覧表（木更津市内）



令和8年6月現在

子育て支援

	名 称	開催場所		開催日	時 間	主な対象者	参加費
1	木更津みなと口 こども食堂	桜井地域交流 センター	桜井新町4-2	毎月第2 (木)	17:00～ 18:30	生きづらさも ある中、 頑張る子ども と母親	子ども:100円 大人:100円以上
		木更津 みらいラボ	中央1-4-9 富田屋ビル 1・2階	毎月第4 (木)	16:00～ (40分程)		
2	木更津波岡こども食堂	八幡台地域交流 センター	八幡台4-2-1	毎月第2・4 (金)	17:30～ 19:00	どなたでも	子ども:無料 大人:300円
3	岩根こどもサロン	岩根地域交流 センター	高柳3-2-1	毎月第2 (土)	11:00～ 13:00	岩根東地区 お住まいの 児・生徒、高齢者 (65歳以上)	児童・生徒:無料 高齢者:200円
4	妙蓮寺こども食堂	妙蓮寺	請西南 2-13-2	毎月第1 (土)	11:30～ 14:00	どなたでも	子ども:無料 大人:300円
5	おにぎりCLUB	寛傳知	中央2-8-18	毎月第1 (水)	16:30～ 18:00	どなたでも	全員:300円
6	こどもライオンズ食堂 かずさや	学童保育ソフィア キッズクラブ	清見台南 2-4-7	毎月1～2回	10:30～ 12:00	概ね 6～18歳	無料
7	畑沢こども食堂	天理教 畑沢分教会	畑沢 1053-66	毎月第3 (土)	15:30～	※事前予約制	子ども:無料 大人:300円
8	馬来田ぶらす	富来田地域 交流センター	真里谷110	毎月最終 (火)	17:30～ 19:00	どなたでも	子ども:100円 大人:300円
9	大久保ぶらす	コミュニティ カフェ めぐみ食堂	大久保 6-23-6	毎月第2 (火)	17:30～ 19:00	どなたでも	子ども:100円 大人:300円
10	おむすびスポット	岩根中学校前 旧高柳書店	高柳2-7-5	毎月第1・3 (水)	7:00～ 8:30	登校前の 子ども 大人8:00～	子ども～大学生:無料 大人:おむすび・パン 各1個50円
11	波岡地域食堂 にこハビ	波岡地域交流 センター	大久保5-7-1	毎月第1・3 (金)	17:00～ 19:00	どなたでも	子ども18歳まで:無料 大人:300円 +お気持ちご寄付
12	木更津ポニー子ども食堂	PONEYCAFE	井尻821-1	毎月1回 (不定期)	不定期	どなたでも	子ども:100円 大人:200円
13	はらばん子ども食堂	畑沢地域交流 センター	畑沢 1053-12	毎月第5 (土)	12:00～ 14:00	どなたでも	2歳まで:無料 中学生以下:100円 高校生以上:300円

3 障がいのある子どもへの支援



【お問い合わせ先】障がい福祉課

障がい給付係 TEL：0438-23-8513（手当について）

障がい支援係 TEL：0438-23-8497（医療制度・障害福祉サービスについて）

特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児（身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳㉠～Bの1程度または同程度の精神障がいをもつ児童）を家庭で養育している方に支給します（施設入所者・年金受給者を除く）。※支給にあたり所得制限等があります。

障害児福祉手当

20歳未満で日常生活において常時介護を必要とする程度（身体障害者手帳1級程度、療育手帳㉠程度または同程度の重度精神障がい児）の方に支給します。※所得制限等があり、施設入所者は除く。心身障害児童福祉手当との併給は不可。

障がいの
ある子ども
への支援

心身障害児童福祉手当

20歳未満の心身障がい児（身体障害者手帳1～3級または療育手帳㉠～Bの1）を養育している方に支給します。

※所得制限なし。障害児福祉手当との併給は不可。

自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体に障がいのある児童が、指定自立支援医療機関で障がいを取り除いたり、軽くしたりする治療を受ける場合、医療費の一部を公費負担します。※対象となる障害は定められています。また世帯の課税により一部自己負担金があります。

障害福祉サービス

障害福祉サービスは介護の支援を受ける介護給付や就労等の支援を受ける訓練等給付があります。※サービス内容によって対象年齢が異なるため事前にお問い合わせください。

4 就労に向けての支援

自立支援教育訓練給付金

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係
TEL：0438-23-7249

ひとり親家庭で20歳未満の児童を扶養している方への就業支援

医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などの講座について、受講料の60パーセントの費用を助成します。
講座受講を始める前に、市の事前相談と申請手続きが必要です。
詳しくは、ホームページをご覧ください。



高等職業訓練促進給付金

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係
TEL：0438-23-7249

ひとり親家庭で20歳未満の児童を扶養している方への就業支援

看護師や保育士や社会福祉士など、生活の安定を図るための資格取得を目指して、養成機関で修業する方について、修業期間中の生活費を支援します。

月10万円（市町村民税課税世帯は7万500円）

申請には、市への事前相談が必要です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係
TEL：0438-23-7249

ひとり親家庭で20歳未満の児童を扶養している方への就業支援

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親家庭の親の方に、入学準備金及び就職準備金の貸付を行います。

- 入学準備金：500,000円以内
- 就職準備金：200,000円以内

千葉県社会福祉協議会
ひとり親家庭高等職業訓練
促進資金貸付事業 貸付制度の手引き



5 住まいの支援

県営住宅

【お問い合わせ先】 千葉県住宅供給公社県営住宅管理部 募集課
TEL：043-222-9200

特枠である母子及び父子世帯（申込本人に現に配偶者がなく20歳未満の子を扶養している者）に該当すれば抽選で優遇されます。

年4回（4月、7月、10月、1月）それぞれの月の1日から15日まで募集します。

入居には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

住居確保給付金

【お問い合わせ先】 福祉相談課 TEL：0438-23-6716

離職等で経済的に困窮し、住まいの喪失、喪失のおそれのある方へ一定期間家賃相当額を給付し、住まいの確保及び就労機会の確保に向けた支援をします。収入要件、資産要件等ありますので、詳しくはお問い合わせください。



6 相談窓口



(1) ひとり親家庭の相談

【ひとり親家庭の相談】

母子・父子自立支援員兼女性相談支援員が、ひとり親家庭の方の生活や福祉について相談に応じます。

【相談内容】

- 福祉制度についての紹介
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
- 就業についての相談等



【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係
TEL：0438-23-7249

【NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ】

電話相談（離婚前可）やひとり親家庭同士の交流や情報提供をしています。

■ひとり親のための電話相談

毎週火曜日・木曜日 16:00～21:00（平日）※祝日はお休みです。
電話相談：050-3196-1114

【お問い合わせ先】 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
TEL：03-3263-1519

(2) 困難な問題を抱える女性の相談

【困難な問題を抱える女性への支援】

配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力や家庭不和の悩み、生活相談（離婚・生活困窮・就労）等について相談に応じます。

※女性に限らず性別を問わず相談に応じています。



【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係
TEL：0438-23-7249

(3) 子育てに関する相談

【木更津市こども家庭センター】

妊娠や出産、子ども、子育て全般に関する相談や虐待
貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えた
子どもに関する相談に家庭相談員が応じ、必要な情報を
提供します。



【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係
TEL：0438-23-7249

【こども発達支援課『きらっと』】

就学前から就学後18歳までの子どもの発達に関わる相談窓口です。
相談には発達相談員（心理士、教員、保育士などの各種専門職）
が応じ、母子保健、児童福祉、障がい福祉、教育部局への円滑な
接続・移行支援を行います。



	相談事業	対 象
1	窓口・電話相談	就学前から18歳まで
2	こども相談	就学前から小学生まで
3	幼児言語教室『ひまわり』	年長児（5歳児）
4	療育支援事業『ぺんぎん』	療育を必要とする中学生まで

【お問い合わせ先】 こども発達支援課『きらっと』 TEL：0438-23-7244

【地域子育て支援センター】

子育て中の親子が気軽に集うことや、乳幼児の育成や心配なこと
等を専門家に相談できます。



	子育て支援センター名	住所	電話番号
1	木更津市わかば子育て支援センター	木更津市大和3-2-4	090-6005-5462
2	木更津市請西子育て支援センター	木更津市請西東7-2-1	0438-30-7320
3	地域子育てセンター・ゆりかもめ寺町分館	木更津市中央1-3-21	0438-22-3630
4	地域子育てセンター・ゆりかもめ東清分館	木更津市日の出町100-233	0438-98-3137
5	ふくた保育園子育て支援センター	木更津市下郡1874-5	0438-53-5553
6	さとの保育園子育て支援センター	木更津市下烏田893	0438-38-4827
7	うみまち保育園子育て支援センター	木更津市中島1013-1	0438-97-7563
8	岩根地区子育て支援センターあゆみ	木更津市久津間1084	0438-41-4405

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 支援センター係 TEL：0438-38-5798

【木更津市まなび支援センター】＊来所相談は要予約

【青少年・子育て相談】

幼児から青少年までと保護者、ご家族などを対象に電話・来所・メール相談を行っています。児童・生徒自身・保護者・ご家族などどなたでも相談できます。

■こんな相談が寄せられています

- ・子育て・しつけ・家庭のこと
- ・不登校・友人関係・いじめ・学習 等

■電話相談専用：0438-25-5000 利用時間：9：00～16：30

■メール相談：mailsoudan@kisarazu.ed.jp



メール相談については、回答にお時間をいただく場合があります。
こちらからの返信が届かない場合がありますので、お使いの機器の迷惑メール設定で「@kisarazu.ed.jp」からのメールが受信できる設定にしておいてください。

【お問い合わせ先】木更津市まなび支援センター

TEL：0438-22-4152 木更津市朝日 1－8－17

（４）健康に関する相談

【健康推進課】＊来庁相談は要予約

専門職(母子保健コーディネーター、保健師、栄養士、歯科衛生士など)による相談を電話・来所・メールにて行っています。
お気軽にご相談ください。

【相談内容】

- ・妊娠・出産に関すること
- ・お子さんのからだに関すること（身長・体重、運動・精神発達など）
- ・食事（離乳食を含む）に関すること ・歯や口に関すること
- ・健診結果や生活習慣改善に関すること ・予防接種に関すること 等

■メール相談：kensui@city.kisarazu.lg.jp

メール相談については、回答にお時間をいただく場合があります。
こちらからの返信が届かない場合がありますので、お使いの機器の迷惑メール設定で「@city.kisarazu.lg.jp」からのメールが受信できる設定にしておいてください。

■電話相談：下記のお問い合わせ先まで、お気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ先】健康推進課

母子に関すること TEL：0438-23-1300

大人に関すること TEL：0438-23-8376

(5) 消費生活に関する相談

消費生活センター

商品・サービスや契約に関する苦情やトラブル、多重債務等について、専門の資格を持った消費生活相談員がお話を聞いたうえで、問題解決のための助言やあっせんを行っています。

※多重債務の相談をする場合に準備するもの

借金をした時の契約書・領収書等、債権者の連絡先、債権者ごとのおよその借入残高、収入と資産の概要、多重債務に至った理由等をメモしておくことで相談がスムーズになります。

開設日時：月～金（祝日を除く）10：00～16：00 ※面談は、要予約

【お問い合わせ先】 木更津市消費生活センター
TEL：0438-20-2234

(6) 生活・経済困窮に関する相談

生活困窮者自立相談支援事業

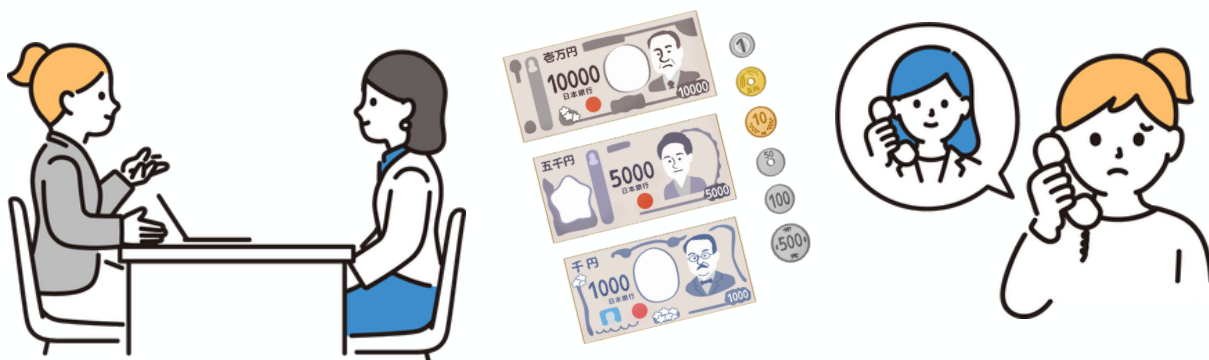
相談支援員が生活の様々な困りごとについて相談に応じます。生活の課題を整理し、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立の促進のため寄り添いながら支援を行います。

家計改善支援事業

滞納や債務、収支のバランス等家計に課題を感じている方の家計の相談に応じます。家計表やキャッシュフロー表などを用い、家計の現状の把握による気づきや将来に向けて家計を管理することが出来るよう支援を行います。

【お問い合わせ先】 福祉相談課 TEL：0438-23-6716

相談窓口



君津ふくしネット（中核地域生活支援センター）

「こども」「高齢者」「障がいのある方」等、対象者を問わない総合相談支援センターとして24時間365日体制で、福祉に関するあらゆる相談を受け付けています。

ご相談内容によっては、市役所など関係機関と連絡調整を行い、問題の解決を図ります。

- 電話相談 24時間受付・年中無休
- 外来相談 8:30～17:30まで（要予約・年中無休）

【お問い合わせ先】 君津ふくしネット TEL：0439-27-1482

（７）就労に関する相談

ハローワーク木更津マザーズコーナー

ハローワーク木更津の中にある仕事と子育ての両立をサポートするためのコーナーです。キッズコーナーには、絵本・おもちゃなどが備えられており、ベビーカーの貸し出しもできますので子連れでも安心して利用することができます。担当制による職業相談や保育関連サービス等の必要な情報を提供します。ハローワーク木更津職業相談部門でも相談ができます。

対 象：就労していない20歳未満のお子様がいる方
開設時間：月曜～金曜 8：30～17:15
（土・日・祝日・年末年始はお休みです）

【お問い合わせ先】 ハローワーク木更津マザーズコーナー
TEL：0438-25-0881
ハローワーク木更津職業相談部門
TEL：0438-25-8609(部門コード4 1 #)

母子家庭等就業・自立支援センター

就業に関する相談や無料職業紹介等を来所（要予約）、電話、Eメールにより行います。

対 象：県内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方
開設時間：月曜～金曜 9：30～16：30
（土・日・祝日・年末年始はお休みです）

【お問い合わせ先】 一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会
電 話：043-225-0608（就業相談専門電話）
メー ル：chibak-bosi@ce.wakwak.com
所在地：千葉県母子福祉会館 千葉市中央区亥鼻2-10-9

千葉県ジョブサポートセンター

就職・転職・再就職の支援をする施設です。出産・育児・介護等により離職し、再び働きたいと考えている女性を対象に再就職やキャリアアップのサポートをしています。

キャリアコンサルタントによる就職相談や、生活に関する個別相談など、一人ひとりの幅広いニーズや課題に応えられるような情報提供とサポートを行います。

対 象：千葉県にお住まいの方、千葉県での就業を検討されている方

開設時間：月曜～金曜 9：00～17：00 第1・3・5土曜 10：00～17：00

火・木曜日17：00～20：00(事前予約制 個別面談のみ)

(最終受付は16：30、第2・4土曜・日・祝日・年末年始はお休みです)

【お問い合わせ先】千葉県ジョブサポートセンター

TEL：043-245-9420

所在地：千葉市中央区新町3-13日本生命千葉駅前ビル3階

(8) 養育費・親子交流に関する相談

養育費相談

*要予約

専門知識を有する弁護士による無料法律相談を行っています。
養育費に関して少しでもお悩みのある方はご相談ください。

対 象：県内にお住まいの母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方

相談日：毎月第2土曜日13時から16時、1人40分程度

(予約締め切り日は3日前)

他に県内で移動相談もあります。

【お問い合わせ先】一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会

TEL：043-222-5818

親子交流支援事業

別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安感を抱いている場合や、父母が顔を合わせられない場合に、親子交流の場の付き添い支援や子どもの受け渡し支援を行います。場所や頻度等条件がありますので、詳しくはお問合せください。

◆対象

- ・18歳到達後の3月末までの子どもであること
- ・同居親と子どもが千葉県内在住であること
- ・離婚時等に親子交流の取決めをしていて、本事業の支援を受けることの同意があること

【お問い合わせ先】一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会

TEL：043-222-5818

(9) 人権相談

人権・行政合同相談

***要予約**

親子・夫婦・相続などの家庭問題、借家・金銭・雇用などの民事上のトラブル、差別・嫌がらせなど、人権上の問題や悩み事の相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。

開設日時：毎週月曜日13:00～15:00（祝日を除く）1人25分以内。

【予約について】

当月分の予約は、月初の平日8:30から受付を開始します。電話でお申込ください。

【お問い合わせ先】 地域共生推進課 TEL：0438-38-3089

(10) 法律相談

法律相談

***要予約**

市民を対象とした「弁護士による無料法律相談」を毎月実施しています。民事全般に関する相談にご利用いただけます。相談は無料で、秘密は守られます。

開設日時：毎月第2・第4木曜日 13:00～17:00（祝日を除く）1人25分以内。

【予約について】

当月分の予約は、月初の平日8:30から受付を開始します。電話でお申込ください。

【お問い合わせ先】 地域共生推進課 TEL：0438-38-3089

(11) 行政書士相談

行政書士相談

***要予約**

市民を対象とした「行政書士相談」を毎月実施しています。相続、遺言、離婚、成年後見、賃貸借、契約文書作成、外国人の在留手続各種許認可申請などの相談にご利用いただけます。相談は無料で、秘密は守られます。

開設日時：毎月第4火曜日 13:00～16:00（祝日を除く）1人25分以内。

【予約について】

当月分の予約は、月初の平日8:30から受付を開始します。電話でお申込ください。

【お問い合わせ先】 地域共生推進課 TEL：0438-38-3089

(12) 交通事故相談

交通事故相談（木更津市地域共生推進課）＊要予約

千葉県内に在住または在勤の方を対象として、毎月2回、県の選任相談員による「交通事故相談」を実施しています。相談は無料で、秘密は守られます。

開設日時：5月～3月（4月末実施）の毎月
第2・第3水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00（祝日を除く）
1人60分以内

【予約について】

当月分の予約は、月初の平日8:30から受付を開始します。
相談日の2日前（土・日・祝日を除く）までに電話でお申込ください。

【お問い合わせ先】地域共生推進課 TEL：0438-38-3089

(13) 他機関の法律相談

法律相談（木更津市社会福祉協議会）＊要予約

相続、離婚、金銭トラブルなど、日常生活の中で生じる法律に関する悩みについて弁護士及び相談員が相談に応じます。相談料は無料ですが、初めての相談のみ受け付けています。

開設日：毎月第2月曜日・第3月曜日、第4水曜日
（但し、祝祭日並びに12月28日から12月31日、1月2日から1月4日を除く）
相談時間：13:00～16:00（1人25分程度/1日6名まで）
相談方法：木更津市民総合福祉会館へご来所ください。

【予約方法】：当月分の受付予約を月初（平日）8:30から開始します。
電話でお申し込みください。

【お問い合わせ先】木更津市社会福祉協議会 TEL：0438-25-2089

法律相談（法テラス〔日本司法支援センター〕）

お問い合わせの内容に応じた法制度や手続き、関係機関の相談窓口をご案内します。また、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方が、経済的に困りの場合には、法テラスの民事法律扶助による無料法律相談をご案内します。

【お問い合わせ先】

◆法テラス・サポートダイヤル TEL：0570-078374
（受付時間：平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00
日曜・祝日及び年末年始を除く）

◆法テラス千葉 TEL：0570-078315
（受付時間：平日9:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を除く）
所在地：千葉市中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）2階

参考ホームページ紹介

令和8年8月現在

総合情報	ひとり親家庭の暮らし応援サイト	こども家庭庁 シングルマザー シングルファザーの暮らし応援サイト 「あなたの支え」	
離婚に関する法律相談や裁判手続き	養育費 親子交流	養育費・親子交流相談支援センター	
	養育費	一般財団法人 千葉県母子寡婦連合会	
	離婚手続きなど 法的トラブル	日本司法支援センター 法テラス	
	離婚に関わる 裁判手続き	裁判所	
税金	所得税の ひとり親控除などについて	国税庁	
就労	就労について	千葉県ジョブサポート センター	
D V	DV相談	木更津市役所 こども家庭支援課	



参考ホームページ紹介

令和8年8月現在



教育費 の 支援	経済的に困難な学生・生徒 の皆さまに関係する経済的 支援制度	文部科学省	
教育費 の貸付	千葉県奨学資金の貸付け	千葉県	
	大学院・大学・短期大学・ 高等専門学校・専修学校 (専門課程) に在学する学 生・生徒を対象に貸付	独立行政法人 日本学生支援機構	
	国の教育ローン	日本政策金融公庫	

【ちよこっとコラム】 あきらめないで進学！教育費について

義務教育の中学校卒業後は、いろいろな進路があります。かかる費用も変わります。どんな進路先があるか、何を勉強しどのような職業に就きたいのか親子で早めに考えましょう。また、貸与型奨学金や、母子父子福祉資金貸付、教育ローンは、借金です。返済プランも話し合ひましょう。申請を早めにしないと間に合わない貸付もありますので、教育費の相談は、早めに余裕をもってしてください。まずは、通っている学校などに相談しましょう。

- ✓ 教育費の準備は少しでも早く始め、貯蓄や学資保険等を検討しましょう！
- ✓ 教育費の準備で貯金ができるのは子どもが小さいうち。
- ✓ 学資保険の満期は高校3年生の春が理想（受験形態によっては、高校3年生の夏などに合格しすぐ入金しなくてはならないため）
- ✓ 学資保険の加入には子どもの年齢制限がある。
- ✓ 学資保険の契約者は、離婚時に必ず確認しましょう。

